

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に 対し地方税財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、我が国は、戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税収の激減が避け難くなっている。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応始め長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。

よって、国及び政府においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 一、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 一、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。
- 一、令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 一、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。
- 一、とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月18日

寝屋川市議会

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣、
内閣官房長官、まち・ひと・しごと創生担当大臣、経済再生担当大臣、
総務大臣

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

国連は昭和 54 年、あらゆる分野における女性差別の撤廃をうたった「女子差別撤廃条約」を採択し、日本では昭和 60 年にこの条約を批准し令和 2 年で 35 年を迎える。さらに実効性を強化するために、同条約の選択議定書が平成 11 年の国連総会で採択された。

しかしながら、条約批准 189 か国のうち 114 か国が選択議定書を批准する中、日本はいまだ批准していない。

政府が女性活躍を推進している一方で、各国における男女格差を図る「ジェンダー・ギャップ指数 2020」では 153 か国中 121 位（前は 149 か国中 110 位）と後退している。DV や性暴力、男女賃金格差や非正規雇用などの問題や、平成 30 年、財務省高官によるセクハラや大学の医学部入試で女性受験者に不利な得点操作が行われてきたなど、日本の女性差別の根深さは明らかである。

我が国の「第 4 次男女共同参画基本計画」では条約の早期締結について真剣に検討することを明記して取り組んだものの、「第 5 次男女共同参画基本計画」では「早期」を削除する動きに対して国会で追及され、政府は「早期に締結するために障害になっている課題を早期に解決する」と回答を示された。なお、国会へは早期批准を求める請願も 20 回提出され参議院では採択されている。

よって、国及び政府においては、真摯に受け止め、男女平等の実現と全ての人の人権が尊重される社会をつくるため、選択議定書を速やかに批准するよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和 2 年 9 月 18 日

寝屋川市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、外務大臣、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）、総務大臣

コンビニ交付サービスを活用した罹災証明書の交付を求める意見書

気候変動に伴う台風や豪雨等による大規模な水害などが近年頻発し、更に激甚化する自然災害に効果的・効率的に対応するため、情報通信技術（ICT）を活用した新たなサービスを活用することが、社会基盤の構築のために重要である。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、災害と感染症に複合的に見舞われる事態が現実になりはじめ、今後、その深刻度が増すことが懸念されるようになったことで、その重要性が一層高まっている。

各地方公共団体は、災害対策基本法第 90 条の 2 に基づき、自然災害（風水害、地震、津波等）などにより家屋などが破損した場合、その程度を判定し証明する罹災証明書を発行しなければならないが、その証明書の申請も交付も、現状は被災者が市町村の窓口に出向かなければならない。災害時の移動は困難を極める上、地方においては役場まで車で数十分以上掛かる場合もある。さらに災害時には役所窓口の人手不足も想定されることに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からも、クラスターを発生させないため、来庁者を減らすことが重要である。

よって、政府においては、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 一、全国 5 万か所以上のキオスク端末（マルチコピー機）が設置されたコンビニエンスストアのコンビニ交付サービスを活用して罹災証明書を「交付」できるようにすること。
- 一、マイナンバーを活用した罹災証明書のマイナポータル等での「申請」については、各地方公共団体がその利用を希望すれば、申請はすぐに実施できる現状について、周知・徹底を早急に行うこと。
- 一、マイナンバーを活用した「被災者台帳」を全国の自治体で作成できるよう推進すること。
- 一、被災者台帳システム未整備の自治体等が共同利用できるシステム基盤を構築すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により提出する。

令和 2 年 9 月 18 日

寝屋川市議会

（提出先）内閣総理大臣、財務大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（防災・海洋政策）、総務大臣

ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書

ドクターヘリは、道路事情に関係なく医師や看護師を乗せて時速 200km で現場に急行し、患者を機内で治療しながら医療機関に搬送できる。平成 13 年の本格運航以来、これまで全国 43 道府県に 53 機が配備されている。搬送件数も年々増加し、平成 30 年度には 2 万 9000 件を超えた。7 月に九州地方を襲った豪雨被害でも出動しており、「空飛ぶ治療室」の役割は着実に増している。

一方、ドクターヘリの要請・出動件数の増加に伴い、運航経費と公的支援との間に乖離（かいり）が生じている。出動件数の増加は、整備費や燃料代、更にはスタッフの人件費などの経費増に直結するため、事業者の財政的な負担は年々重くなっている。ドクターヘリの運航に掛かる費用の多くは国が交付金などで手当てしているが、追いついていない状況にない。

そこで政府においては、全国におけるドクターヘリの運航状況を直視するとともに、ドクターヘリが、今後も救命救急の切り札として、安定的かつ持続的な運用の下、引き続き多くの人命救助に貢献できるよう、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記

- 一、ドクターヘリ運航に掛かる必要経費増加の実態を始め、地域ごとの年間飛行回数や時間の違いを的確に把握し、適正かつ効率的な運用に見合う補助金の基準額を設定すること。
- 一、消費税の増税に伴い運行事業者の財政的な負担が増大した現状を踏まえた適切な補助金基準額の改善及び予算措置を図ること。
- 一、ドクターヘリ運航の待機時間や飛行前後の点検時間を含めた操縦士などスタッフの勤務実態を的確に把握するとともに、適正な労働環境の確保を図ること。
- 一、ドクターヘリ機体の突発的な不具合発生時における、代替機の提供や運航経費の減額など、実質的に運行事業者に負担が強いられている現状を是正するとともに、安全基準に基づいた代替機提供責務の適正化を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 2 年 9 月 18 日

寝屋川市議会

（提出先）内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、総務大臣

地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、これまで取り組んできたデジタル化の推進について様々な課題が浮き彫りになった。こうした事態を受け、7月17日に閣議決定された「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」において、我が国をデジタル技術により強靱化させ、我が国経済を再起動するとの考えの下、「国民の利便性を向上させる、デジタル化」「効率化の追求を目指した、デジタル化」「データの資源化と最大活用につながる、デジタル化」「安心・安全の追求を前提とした、デジタル化」「人にやさしい、デジタル化」実現のため、本格的・抜本的な社会全体のデジタル化を進めるとの姿勢を示した。

また、政府の第32次地方制度調査会において、地方行政のデジタル化の推進などを盛り込んだ「地方行政体制のあり方等に関する答申」が提出され、社会全体で徹底したデジタル化が進むことで、東京一極集中による人口の過度の偏在の緩和や、これによる大規模な自然災害や感染症等のリスクの低減も期待できるとして、国の果たすべき役割について大きな期待を寄せている。

よって、国及び政府においては、地方自治体のデジタル化の着実な推進を図ることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月18日

寝屋川市議会

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、行政改革担当大臣、デジタル改革担当大臣・情報通信技術(IT)政策担当大臣・内閣府特命担当大臣(マイナンバー制度)、総務大臣

防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書

我が国では、豪雨、河川の氾濫、土砂崩落、地震、高潮、暴風・波浪、豪雪など、自然災害の頻発化・激甚化にさらされている。このような甚大な自然災害に事前から備え、国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化は、一層その重要性を増しており、喫緊の課題となっている。

こうした状況を受け、国においては、重要インフラの緊急点検や過去の災害から得られた知見を踏まえ、国土強靱化を加速化・進化させていくことを目的に、「国土強靱化基本計画」を改訂するとともに、重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を策定し、集中的に取り組んでいるが、その期限が令和3年3月末までとなっている。

現状では、過去の最大を超える豪雨による河川の氾濫・堤防の決壊、山間部の土砂災害等により多くの尊い命が奪われるなど、犠牲者は後を絶たない。今後起こり得る大規模自然災害の被害を最小限に抑え、迅速な復旧復興へとつながるよう「防災・減災、国土強靱化」はより一層、十分な予算の安定的かつ継続的な確保が必須である。

よって、国及び政府においては、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 一、令和3年3月末期限の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の更なる延長と拡充を行うこと。
- 一、地方自治体が国土強靱化地域計画に基づき実施する対策に必要な予算の総額確保を図ること。
- 一、災害復旧・災害関連予算の確保や補助対象の拡大を図るとともに、国土強靱化のための財源を安定的に確保するための措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月18日

寝屋川市議会

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、国土強靱化担当大臣・内閣府特命担当大臣(防災・海洋政策)、総務大臣